

2 誓約及び同意事項

次の（１）から（６）までの事項に違反又は相違があり、要綱第 10 の規定により燃料費補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、要綱第 14 の規定に基づき補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

（１） 1 燃料費補助金交付申請に記載した情報等について

- ア 申請者は、申請日現在において、1 に記載した情報が事実と相違がないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、1（２）B に記載された内容が事実であるか否かの確認（正確な額の把握を含む。）のため、この申請に係る公衆浴場が所在する行政庁（区役所又は市役所）へ照会がなされることに同意いたします。
- ウ 当該行政庁からの求めがあった場合には、次の書類を当該行政庁へ提供することに同意いたします。
- （ア）要綱第 8 1 の規定に基づく補助金交付決定書（別記第 2 号様式）又は通知書（別記第 3 号様式）の写し
- （イ）要綱第 10 2 の規定に基づく交付決定取消通知書（別記第 4 号様式）の写し
- （ウ）要綱第 12 の規定に基づく補助金額確定書（別記第 6 号様式）の写し

（２） 経営継続期間（要綱第 4 1（１））について

- ア 補助事業に係る公衆浴場は、燃料費補助金の申請日から令和 9 年 3 月 31 日まで経営を継続することをここに誓約します。
- イ アの期間内に補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止又は休業しようとするときは、速やかに廃業届（第 8 号様式）又は休業届（第 9 号様式）を提出します。

（３） 納税状況（要綱第 4 1（２））について

- ア 申請者は、申請日現在において、事業税及び都民税を現に滞納していないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、燃料費補助金の交付の決定に必要な範囲で、事業税の納税状況を照会し確認することに同意いたします。

（４） 営業許可書の情報（要綱第 7 2（２））について

申請者は、直近の燃料費補助金交付申請時から今回の燃料費補助金申請日までの間に、営業許可書の情報（施設の名称や経営者等）に変更がないことを誓約します。

（５） 印鑑証明書の情報（要綱第 7 2（３））について

申請者は、直近の燃料費補助金交付申請時から今回の燃料費補助金申請日までの間に、印鑑証明書の情報（氏名や住所、印影等）に変更がないことをここに誓約いたします。

（６） 暴力団員等（要綱第 4 2）への非該当について

- ア 申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、要綱第 4 2 に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- イ 知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。 ※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。
- ※「暴力団員等」とは、以下の者をいう。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 その他特記事項

--